

平成 23 年（行ウ）第 52 号、同 60 号 平成 24 年（行ウ）第 42 号
平成 25 年（行ウ）第 29 号、平成 26 年（行ウ）第 44 号
行政処分義務付け請求事件
原告 鈴木洋子 他 133 名
被告 国

意見陳述書

2015 年（平成 27 年）3 月 31 日

小田原市国府津 5 丁目 3-14

水谷 正人



私は、本訴訟の提訴時 2011 年 6 月 30 日、神奈川県労働組合総連合（略称：神奈川県労連、組合員約 10 万人）代表者の議長を務め、現在は副議長の任にあります。1953 年（昭和 28 年）5 月 29 日生まれの 61 歳です。

公職は現在、神奈川県労働委員会（略称：県労委）の労働者委員を 2010 年 4 月から 3 期 5 年間務めています。過去には神奈川県労働審議会（県労働審議会）の審議委員を約 2 年半、技能五輪全国大会推進協議会委員をつとめてきました。県労委は、憲法第 28 条の団結権擁護、労組法第 7 条不当労働行為の救済機関です。県労働審議会は雇用・労働関係政策の議論・提起の審議機関です。

『私には夢がある (I Have a Dream)』

米国の人種差別撤廃・公民権運動の偉大な指導者であるマーティン・ルーサー・キング・ジュニア牧師の演説。「絶望の谷間でもがくことをやめよう。友よ、今日私は皆さんに言っておきたい。われわれは今日も明日も困難に直面するが、それでも私には夢がある。（省略）それは、いつの日か谷が高められ、あらゆる丘と山は低められ、でこぼこした所は平らにならされ、曲がった道がまっすぐにされ、そして神の栄光が啓示され、生きとし生けるものがその栄光を共に見ることになる夢である（1963 年 8 月 28 日ワシントン大行進において）。彼は、人民を励まし連帯を呼びかけ、命を賭して不屈にたたかい、差別・貧困・隷属からの解放、人種平等と差別の終焉、平和と民主主義の尊重にむけて大きな歴史的画期をつくりました。

私は、日本の最低賃金制度にも同じ思いがあります。時のアメリカと事情は違いますが、同じ国民・労働者でありながら深刻な貧困と格差に苦悶する人たちが若者・女性・高齢者など幾百万人もいまこの現実社会で働き生きています。近時の差し迫った少子高齢化・人口減少問題、国・自治体の財政再建、アジア近隣諸国や世界各国との平和的共存共栄の課題など日本社会の持続発展にとって重要な課題が山積しています。この諸問題解決のために、戦後 70 周年・被爆 70 周年・憲法施行 68 周年の時点に立ち、「貧困と格差拡大の放置は、絶望と憎しみを生み、深刻な対立と争い・戦争に結びつく」、この歴史の教訓を深く学び解決にむけて一步を踏み出すときです。

アジアや世界各国からも、憲法上からも大きく立ち遅れている日本の最低賃金制度の抜本的改善がその諸問題解決の重要な一歩だと思います。わたしは、この最賃裁判には、貧困・隷属からの解放と、平和的生存権、幸福追求権を多くの労働者・国民に保障し、日本社会の希望輝く持続的発展を可能にする、大きな『夢がある』裁判であると確信します。

貴裁判所においては、原告らの訴えを正面から受けとめ、この裁判の重要な意義を分かっていたら、『少なくとも最低賃金時間額は 1000 円以上にすべき』との良識と勇気ある判断を下されることを心から要請します。

1 苦しみの根源「低すぎる最低賃金」の壁にぶつかる

(1) 私は、兵庫県出石郡但東町平田（現在は合併して豊岡市）の但馬地方北東部、京都府との境の典型的な山間僻地で二男として生まれ、地元の高専卒業と同時に、18 歳で憧れの「ブルーライト・ヨコハマ」の横浜市に単身出てきて、中区宮川町の読売新聞野毛販売所において、読売新聞奨学生として半分労働者、半分学生という、中途半端な形で労働者としての人生がスタートしました。

高専卒業時の家業であった土建業が、いつ倒産してもおかしくないほどの経営危機におちいり、父親から「大学に行きたくても学費も仕送りのお金も出せない。大学に行きたかったら自分で働いて行け」と冷酷な言葉を浴びせられ、高専の担任であった尊敬する物理の先生に相談し、「読売新聞の配達をやれば、新聞社が学費も生活費も出してくれる制度がある」と紹介され、目の前が一気にぱっと明るくなる思いで、何の疑問も持つことなく、読売新聞奨学生制度に応募しました。配属先は、私の希望がかなって読売新聞野毛販売所となり、担当地域は見聞するものすべてが初めての大都会・横浜の京浜急行「日ノ出町駅」から「黄金町駅」「南太田駅」、野毛の歓楽街・飲食店街を中心とする地域で働くことになりました。

販売所に住み込みで働きはじめて、最初のショックが、当時の労働基準法が定める週 1 回の休日がないこと（当時の新聞休刊日は正月の 1 月 2 日ぐらいでした）、配達だけではなく月末は配達した新聞の集金業務も 100%回収のノルマで課される、新聞の部数を増やすためにチンピラやくざ風の「拡張団」の人たちに同行する新規読者拡大も強要される、夕刊配達終了後には翌日朝刊に挟み込む折り込み広告の仕分けとセット業務も日課にされました。余りにも約束違反が多く、寝る間もないキツイ業務に耐えられなくなり、梅雨時から夏の時期に多くの仲間が泣く泣く新聞奨学生を辞めて故郷に帰っていく姿を見ました。私は勇気をふるって販売所長に対して、「新聞の配達のための約束だった。約束が違う。これでは学校に行けない」と訴えたが、その返答は「お前は読売本社の奴らに騙されたのだ。販売所では配達、集金、拡張、折り込み業務は当たり前だ。学費と家賃、食費を出している分を働くのは当然だ。学校には仕事の合間に行ける時に行けばいい」。この言葉に啞然とするやら、騙された自分が情けないやら、愕然とし、目

の前が真っ暗闇になりました。

(2) そして1年後ぐらいの時期に、このあまりにもひどい待遇である働く条件を改善するために、同じ新聞奨学生先輩たちが秘かに労働組合づくりを始め、私が一番年少者で20歳代前後の若者11名で組合を結成しました。しかしこの組合結成は販売所長にバレてしまい、公然化通知の前夜に私以外の10名が販売所長の焼肉店接待・供応で懐柔されて組合を解散してしまいました。なぜか私だけがその場(焼肉店)に誘われず、誘われなかった悔しさ、先輩たちのだらしなさと怒り心頭に発し、一人で組合公然化通知を販売所長に対して提出して、19歳から今日までの42年間の組合活動が始まりました。

以来、私が働いていた販売所や、読売新聞以外の同じ地域にある朝日・毎日・産経・東京・日経の販売所にも組合員を増やして50名を超える組合に発展し、上部団体(当時の総評全国一般労働組合)にも加入し発行本社の新聞労連とも連携をとり、1977年5月25日に神奈川・京都・東京・宮城・新潟・滋賀などの新聞販売労働者で全販労(全国新聞販売労働組合連絡協議会、約3000名、結成時の事務局長に就く)を結成しました。このなかで、週1回の休日実現をはじめ、有給休暇、集金手当、拡張手当、折り込み手当、社会保険加入、通学保障のための業務減少などを実現・改善、不当にも解雇された労働者の解雇撤回・職場復帰も9年間の裁判闘争をへて勝ち取っていました。〈1〉

(3) しかしです。

基本的な賃金、基本給だけは断固として引上げ要求を拒絶されて改善できませんでした。

新聞販売業務の労働時間は、一般的な始業時から終業時まで休憩時間を除いた拘束9時間・実働8時間ではなく、労働基準監督署では「断続労働」と判断し、朝刊2時間半、夕刊1時間、集金0.5時間、折り込み業務0.5時間、拡張0.5時間、合計で1日5時間。月間労働日平均26日で月130時間労働としました。当時の地域最低賃金時間額に130時間を乗じた額が基本給でした(1974年・昭和49年の神奈川県地域最賃169円×130時間=基本給21,970円。75年時間額224円・基本給29,120。76年282円・基本給36,660円)。

「最低賃金法にもとづく時間額で計算して支払っているのだから、法律違反はない。労働基準監督署にも認められている」。この回答から一歩も動かず、販売所長も、各新聞本社も、日本新聞協会も、何回かストライキを打ってたたかっても、基本給の引き上げ要求に対しては、断固として応じませんでした。

(4) 憲法13条の幸福追求権、25条の生存権、27条の働く権利が規定されているもとの健康で文化的な最低限度の生活もできない最低賃金制度、経営者・使用者がこの余りにも低すぎる最賃額さえ守っていれば何のお咎めもない、この理不尽さ・矛盾の壁にぶつかり、生命や健康の維持さえ危ぶまれる最低賃金額に6年間の生身の実体験から心底強く憤り、何としても『憲法をいかして、働けば生

活できる最低賃金制をつくる』、この思いを強く持ちました。

私は、新聞販売労働者として6年間働いて最低賃金額で栄養失調や慢性的な睡眠不足に悩みモガキ苦しみながらなんとか日々生活した青年期の実体験、そして労働運動に参加してこの苦しみの根源には働いても生活できない現行の最低賃金法があることをつきとめました。こんな苦しく厳しい生活は他の人たちには経験させたくない。ふつうに働けばまともに生活ができる制度を早期につくらなければならない。この気持ちをもちつづけて、日本で先進国並みの『ふつうに働けば、健康で文化的な最低限度の生活ができる最低限賃金額の保障』、まともな全国一律の最低賃金制度実現を労働運動の最重要な課題の一つに位置付けて取り組み続けてきました。

2 原告 134 名の悲痛な叫びを正面から受け止め、それに応える歴史的判決を

(1) 原告 134 名の構成、時間額 1000 円未満の低賃金、生活・雇用・将来不安

原告は、神奈川県内に住み、時間額 1000 円未満の時間給を基本に、労働時間の長短は様々な時間数で労働契約を結び、神奈川県内の事業所で働いている労働者です。ほとんどが契約更新の不安にさらされている有期雇用契約です。タクシーや流通運輸関係に一部正社員がいますが、月額賃金を月間所定内労働時間で除した時間額が 1000 円未満になる労働者も原告になっています。

性別で見ると男性 64 名、女性 70 名です。パート労働、時間給労働は従来型の女性だけでなく男性にも広がっていることを示しています。労働組合に加入している人は 95 人 (70.9%)、加入していない人は 39 人 (29.1%) で、組合員にも時間給労働者が増えています。

(2) 年齢構成は、表 1 のとおり 10 歳代から 70 歳代まで広く分布しています。最年少は 18 歳、最高齢はなんと 77 歳です。

表 1—原告 134 名の年齢構成

年齢	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代
人数	1 人	28 人	29 人	16 人	26 人	31 人	3 人
比率	0.7%	20.9%	21.7%	12.0%	19.4%	23.1%	2.2%

20 歳代から 60 歳代までほぼ同じような人数であり、一番多いのは 60 歳代の 31 人です。また 10 歳代から 30 歳代までの青年層 43.3%、40 歳代以降の中老年層 56.7%と中高年層が 13 ポイント程度高くなっています。

この原告の年齢構成は、非正規雇用労働者が全労働者の 40%近くに増大する中で時間給 1000 円未満で働く人たちが全年齢に広がっていること、青年層も働き盛りの中年層も低賃金で苦しい生活を強いられていること、年金受給年齢の 65 歳以降と 70 歳代でも低年金・無年金のなかで働かざるを得ないこと、時間給で働く人は昔のアルバイト・パート労働など家計補助労働ではなくもはや主たる生計費を支える労働であること、そして働いてもまともに生活ができないワーキ

ングプア、貧困社会が確実に広がり、早急に解決すべき大きな社会問題であることを示しています。

(3) 次は、判別できた原告 79 人の単身生計者、母子家庭など生活・世帯態様です。

表 2—原告 79 人の生活態様

1. 独身で単身生活者	26 人	4. 働き生活保護を受給している人	3 人
2. 母子家庭で子どもを扶養する母親	8 人	5. 年金を受給しながら働いている人	28 人
3. 一人親と同居する息子・娘	10 人	6. 年金生活両親と同居の息子・娘	4 人

*ダブルワーク 5 人、トリプルワーク 1 人

表 2 をみてください。①時間額 1000 円未満の低賃金では結婚を決断できる年収 300 万円以上 (厚生労働省調査) にならず独身生活を続けざるをえないこと。②母子家庭や一人親と同居する家族では、時間額 1000 円未満の時給労働を二つ三つ持ちながら身体と家族生活を犠牲にして働かざるをえないこと。③働くも賃金が安く生活保護を受けざるをえない労働者もいること。④60 歳以降の高齢者でも年金の一部や全部を受給しながらも生活費が不足して低賃金で働かざるを得ないこと。⑤時間給が低いために独立できず年金生活の両親と同居せざるをえないこと、などを示しています。

(4) 最後は、調査できた原告 104 人が働いている職場の業種についてです。

表 3—原告 104 人の働いている職場の業種別人数

1. 飲食小売	16 人	6. サービス業	10 人	11. 公務関係	2 人
2. 大手スーパー	16 人	7. タクシー	9 人	12. 倉庫業	1 人
3. 福祉関係	16 人	8. 飲食店	3 人	13. 鉄道	1 人
4. 製造業	12 人	9. 運輸業	3 人	14. 木工	1 人
5. 清掃業	11 人	10. 病院事務	3 人		

*「サービス業」は新聞販売、スタンド、ゴルフ、ホテル、警備など。「公務関係」は会館事務、図書館

*大企業職場 11、中小企業職場 93

コンビニやファーストフード店など飲食小売、大手スーパー、介護など福祉関係が同数で多くなっています。比較的時給が高かった製造業、運輸業、公務関係などを含めたすべての業種・産業に時間額 1000 円未満の低賃金職場が広がっています。最大の問題は、マクドナルドなど大手ファーストフード店、コンビニ各社、ダイエーなど大手スーパーという有名大企業が 1000 円未満の低い時間額で広告募集していることが先導役となり低賃金労働の社会的広がりをつくっていることです。少子高齢化社会では重要な仕事である介護・医療・保育など福祉職場の低賃金・長時間労働、タクシーの過酷な低賃金・長時間労働などは、利用者と労働者の健康と人命が脅かされる実態にあり、マスコミでも大きく取り上げられる社会問題となっています。

(5) 2011年6月30日この裁判を提訴以来、毎回の期日に原告の代表が意見陳述を行ってきました。以下にその概要を記します。

横浜地方裁判所の担当裁判官が何回交替しようとも、これら原告らの労働と生活実態からの悲痛で切実な声や訴えを読み返し、正面から受け止めて、働けば生活できる、普通の暮らしができる、そのためには『少なくとも1000円以上の最低賃金にすべきである』との判断を下していただきたい。

- 1) 2011年9月26日 原告・鈴木洋子氏 女性 45歳 子ども3人の母子家庭
仕事を三つ掛け持ちで働き、1週間1回の休日もなく働くこともある。働いて生きることは充実感があり、人からも感謝され、気持ちが良い。子どもを育てるには愛情だけでなく当然お金も必要だ。子どもたちに我慢や辛い思いをさせて、悔しくて、夜中、河原で一人、大声で叫ぶこともある。最低賃金の時間額1000円は当然であり、人間らしく家族一緒に生きていくために早く1500円ぐらいにしてもらいたい。
- 2) 2011年9月26日 原告・平野三紀男氏 男性 50歳代 タクシー労働者
1回のタクシー乗務は、午後2時から翌朝10時までの20時間拘束、3時間休憩、17時間の実労働、これを月に12回おこなう。所定労働時間は月204時間、歩合の給料は16万5千円。時間額808円は最低賃金を下回るので会社が保障給を出して最低賃金をクリアーしている。無理をして長時間働き税金も払っているのに生活保護水準以下とはひどすぎる。自分の仕事を子どもに勧められない。若い人が希望と誇りを持って働けるように最低賃金を引き上げてもらいたい。
- 3) 2011年11月28日 原告・渡邊剛治氏 男性 52歳 タクシー労働者
給料が下がり続け、運転手給料だけでは生活できなくなり、今年1月から働きながら生活保護を受けざるをえなくなった。21時間拘束、実働18時間、月12回乗務で、手取りは10万円程度。長時間不規則労働によって、鬱血性心不全、糖尿病などに罹患し治療費もかさむ。なんで休みなく深夜早朝まで一生懸命働いても生活できず、生活保護を受けざるを得ないのか。余りにも最低賃金が低すぎる。せめて月手取り20万円ぐらいの収入になる最低賃金にしてもらいたい。
- 4) 2012年1月23日 原告・森山健一氏 男性 31歳 学童保育指導員
横浜市内と川崎市内の学童保育で働いているが、二つ合わせて月に100時間程度働いているが月収10万円にも届かない。教員になりたいが費用も掛かり、費用を賄うために長時間働くと勉強できないジレンマに陥る。病身の彼女と同居すると彼女の生活保護が切られてしまい、自分の賃金だけでは普通の生活も、結婚も、子どもを産み育てることもできない。最低賃金の方が生活保護水準よりも低い「逆転現象」なるものを、最賃を引き上げて直ちに解

消すべきだ。少子化対策のためにも、働けば結婚し、子どもを産み育てられるために、最賃を引き上げてもらいたい。

- 5) 2012年2月27日 原告・前田裕幸氏 男性 63歳 年金受給と清掃仕事
JRを59歳で早期退職し、退職金でマイホームのローンを完済。しかし年金受給額だけでは生活できない。高齢者の就職は厳しく、やっと小田原市から湯河原町まで通って、高級リゾートマンションの天然温泉風呂の清掃の仕事をやっている。時間給は850円、1日7時間労働で月15日働き月9万円足らず。持病の通院代、税金の滞納分払いや借金返済もあり、妻も時給900円で働くが、年金が低く、給料と合わせて19万円程度では生活できない。年金は引き下げ続きであり、最低賃金の時間額引上げ1000円以上の仕事を増やしてほしい。
- 6) 2012年5月23日 原告・伊久間昇氏 男性 57歳 梱包作業員
妻と二人暮らしで、30年近く内装工で働き、警備員で働くも仕事がきつく、運送会社の梱包作業を時間給950円、月10日働き月収12万円程度。妻の障害者年金6万円を足しても医療費などがかさみ、手元に残る現金は3万円を切ってしまう。毎日安い食材を見つけて食べるだけの生活。家財、衣服、趣味娯楽などに使うお金は一銭もない。身体を壊すことなく、普通に働いて、普通に生活できる社会にするために、最低賃金を引き上げるべきだ。
- 7) 2012年8月8日 原告・S氏 女性 50歳 病院事務
20歳の息子、19歳の娘をもつ母子家庭で、夫と離婚後、専業主婦からヘルパー、病院助手や事務パート、大手電機メーカー派遣社員、そして今は時間給900円で朝8時30分から午後5時まで週5日間の病院事務パートで働く。通勤費を入れて手取り13万円、年末年始・5月連休など休日が多い月は10万円程度に。年金暮らしの母親のところに親子3人居候でやっと暮らせる状態。息子は600万円、娘も200万円の奨学金で大学や専門学校へ通うが、卒業と同時にこれが有利子の借金になる。貧困の連鎖。最低賃金が生活保護より低いのはどう考えてもおかしい。それでは生活保護を引き下げろというのは全く理解できない。家族3人が自立できるためにも、少なくとも1000円以上に最賃の引き上げをしてもらいたい。
- 8) 2012年10月15日 原告・鈴木和広氏 男性 18歳 コンビニ勤務
小学校の時に母が離婚で母子家庭になり、高校入学と同時にマクドナルドなどで、家計補助のために最低賃金額と同額の時給でバイト生活。高校在学中から何社も面接を受けて就職先を探すも正社員の仕事に就けず。やむなく、蕎麦屋、コンビニなどで最賃と同額の時間給で働かざるを得ない。この先もこの状態だと、社会から振り落とされそうな気がして、とても不安だ。正社員になれないのであれば、時間給は1500円の保障、最低賃金はせめて少なくとも1000

円以上にしてもらいたい。

9) 2013年1月21日 原告・林美乃里氏 女性 25歳 法律事務所と焼肉店

横浜市内で一人暮らしだが手取り月20万円程度ないと暮らせない。そのため法律事務所で1日7.5時間・時給1100円で働き、休みの日には焼肉屋で時給900円で働いている。友人と家賃8万円をルームシェアで各4万円負担だったが、この友人が都合で出て行ってしまい、やむなく転居して家賃6万円の一人暮らしになり、さらに生活がひっ迫。休みの多い月は手取りが減り大変。月1万5千円の国民保険料を滞納せざるを得ない。漂白剤入りのもやしを主食にしたり、お米3キロを半年間で食べる、美容室は3か月に1回、下着も買わず服飾費は我慢など節約生活。実家の母親と口喧嘩が絶えない。自分の家族や友人など大切な人たちとの冠婚葬祭のお付き合いができないのが大変辛い。貯金をして、将来の夢や家族、友人との付き合いにお金や時間を使えるようになりたい。自分の生活体験から最低賃金1000円は本当に最低ラインだと実感する。

10) 2013年4月22日 原告・S氏 男性 36歳 大手ファーストフード店

中学卒業後、蕎麦屋で週5~6日間働きはじめる。21歳で今の大手ファーストフード店で働きはじめ、今年で15年になる。お店は365日24時間営業。私は、月・木曜日が休みで、それ以外の平日は昼12時から20時まで、土曜日は17時から午前1時、日曜日は21時30分から朝6時までのシフトで働く。厨房の鉄板や油は高温で危険作業、冷凍室の食材搬入・整理は温度差が大きく特に夏場は過酷。夜中は客も少ないが機材などの洗浄、フローアークリニングなどきつい仕事。しかし時給800円で働きはじめ、2006年に860円になったが、以来7年間は1円も上がらず。10年から20年以上のバイト仲間もいるが正社員になった人はたった2人だけ。深夜労働含めた勤務で、病院通い、毎日5~6種類の薬を飲み健康も不安、高齢の両親頼みの生活。月20万円程度は必要であり、生活保護より安い最賃を、せめて1000円以上にすべきだ。

11) 2013年6月26日 原告・M氏 女性 49歳 大手弁当店

18歳で結婚し、息子と娘がいるが10年前に夫と離婚。母子家庭でスナックやパブなどでホステスとして必死で働き、二人の子どもを育ててきた。その後は、母が同居・援助してくれ、大手弁当屋のパート、家の近くのコンビニで働き、成人した娘もビジネスホテルで時給850円で働き、この裁判の原告になっている。必死に働き子どもたちを育てて生きてきたが、最低賃金が生活保護よりも低い、いわゆる「逆転現象」を初めて聞いて、自分が馬鹿のように思った。それでは生活保護をさげるといふ国の考えは到底受け入れられない。働けば、健康で文化的な最低限度の生活ができる最低賃金を保障してもらいたい。

12) 2013年9月18日 原告・A氏 女性 40歳代 大手スーパー

現在 5 人の子どもと 6 人で暮らし、夫とは別居して離婚調停中。長男が小学 5 年生、長女が 4 年生、次女・三女が双子で 3 年生、一番下の二男が幼稚園の年長組。夫は浪費癖がなおらず、家庭内暴力をふるい、特に酒が入ると殴る・蹴るの暴力。子ども 5 人を連れて家を出る。時給 900 円、1 日 4 時間、週 5 日、月 8 万円ちょっと。家賃は 5 万 2 千円、実家からの援助でやっとの生活。息子 2 人のサッカークラブ月 2500 円、娘 3 人のフラダンス教室月 2500 円。食費は家族 6 人で 1 日 1000 円、月 3 万円に抑えるも、もう限界。格差社会、貧困という言葉を目にしみて感じている。学生や主婦など家計補助的な最賃額ではダメ。家族の、子どもたちの生活を支えることができる最低賃金額にすべきだ。

13) 2014 年 2 月 12 日 原告・猪井伸哉氏 男性 44 歳 弁当製造

私は独身で両親と実家で暮らしている。大学卒業後、製本工場で正社員として働き、その後は、アルバイトや準社員で清掃業、登録派遣で工場労働、しかし 2009 年のリーマンショックで派遣切り、使い捨てにされる。生活保護を受けながら郵便局で働くが、心身共に疲れ、出勤途中で突然倒れてメンタルになる。実家にもどり両親に世話を掛けながら、スーパーの弁当作りの仕事をしているが、時間額は最賃に 12 円足した 880 円、1 日 5 時間、週 5 日働いて 6~7 万円。更にまた新たな病気にかかり医療費もかさみ、フルタイムで働けない。両親は年金暮らしで余裕はない。労働者であればどんな労働者でも保障されるべき生活のレベルがあるはずだ。その一つが最低賃金。人間として最低限度の生活を担保できる最低賃金にすべきだ。

14) 2014 年 4 月 16 日 原告・B 氏 男性 27 歳 製造業

中学 3 年生の時に両親が離婚、父は別居、母と同居して暮らしている。姉はすでに結婚して独立。大学卒業後、プラスチック製品の加工会社で働くも有害な作業で不安を感じて退職。色彩検定の資格を取るために専門学校に入る。カラーセラピーの仕事を探すも就職できず、自信喪失状態になる。母親が勤務する電子機器の会社にアルバイトで働きはじめ、その後同業の別会社に採用されて働く。時給 900 円、月 12~13 万円の手取り、家賃光熱費・携帯代・インターネット代・生命保険料など固定費を払うと手元には 2~3 万円しか残らない。服や下着も満足に買えない。友人との付き合いもできない。このままでは到底結婚は無理。ただ生きるだけの生活。最低賃金が 1000 円以上になれば年間 20 万円は増収になる。せめて時間額 1000 円以上に早くしてもらいたい。

15) 2014 年 6 月 9 日 原告・酒井宏至氏 男性 40 歳 製造業

私は独身で一人暮らし。高卒後、半年間の期間従業員で働き、正社員になり、タイヤを組み立てるラインで働いている。2008 年末のリーマンショックで大幅賃下げ、3 分の 1 以上が非正規社員。東日本大震災後は、隔週で完全 2 交代制となり、朝 8 時から午後 5 時と午後 8 時から午前 5 時までのキツイ勤務

となった。2005年には親会社が変わって年収400万円が300万円以下に下げられ、成果主義も導入。上下の作業服2300円を月に2~3回買わされる。生活できないので会社の人間に相談して、コンビニで土曜日午後10時から午前8時、日曜日午後5時から10時まで働く。時給は870円。駅近くのコンビニで忙しい割に時間給が安すぎる。本業がいつどうなるか不安。昼食は栄養ドリンクのみ、夜は牛丼、食費は1,000円に抑える。正社員・独身でもダブルワークせざるを得ない。生活・雇用・将来不安、貧困から抜け出したい。最低賃金を上げるしかない。最賃は少なくとも1000円以上にすべきだ。

- 16) 2014年12月15日 原告・星野香織氏 女性 26歳 老人ホーム調理補助
私は実家に両親と3人暮らし。大学は2年で中退してC型肝炎治療に集中、何十万円も両親が負担。その後は、居酒屋アルバイトから調理師補助の仕事。早番・遅番の勤務で、年末年始の休み、連休もなく、2名のスタッフで膨大な仕事量をこなし、常に身体を動かしている状態。時給は850円が50円、10円とあがり現在910円、月の手取りは13万円程度。家には1万円しか入れられず、食事や洋服も節約、友人との付き合いもできず、交際相手との交通費600円も気になる。両親の援助が無くては生活できない。福祉の職場は重労働、しかしみんな毎日必死に働いている。人の命をあずかる仕事。なぜ給料が安いのか。最賃を少なくとも1000円以上に引上げ、仕事にみあう給料保障を。

(6) これら原告の意見陳述は、国側の理不尽な訴訟要件議論を論破するものとなっています。

一つは、「処分性」の問題です。国側は「最低賃金の決定とは、多数の人に対する一般的なもの（条例や法律と同じ）であり、個別のことを決定処分するものではない。そもそも裁判に持ち込めるものではない」と言ってきました。しかしこの国側の主張に対して、母子家庭の原告は、「最賃が低いゆえに、どこでもその影響で現実に働く時間給が低くおさえられ、三つも仕事を重ねて（トリプルワーク）生活費を稼がざるを得ない。苦しい毎日近くで深夜にワーストと泣くこともある」と涙ながらに訴えました。最低賃金額決定は、現行最賃法の下で行政庁・神奈川労働局の局長がおこなう行為であり、その決定が神奈川県内の労使間の労働契約・賃金契約に直接かつ具体的に影響しています。少なくとも生活保護基準を上回る1000円以上の最賃額になれば、時間給もどこでもどんな仕事でも1000円以上になります。最賃額が低すぎるから実勢の最賃時給も低いのであり、最賃額を高くすれば実際に働く時間給も当然高くなります。なぜならば、この最賃額を下回る時給で働かせれば罰則50万円を科せられる強制法規だからです。この「処分性」議論は、原告の意見陳述で見事に論破されました。

次に、国側は最低賃金が高くなることで「法律で保護されるべき訴えの利益があるのか分からない」という言いがかりをつけてきました。これに対しては、タクシー労働者の原告が、「月に200時間以上働かなければ食っていけない。長時間労働で身体も壊した。現行の低すぎる最低賃金と同じ時間給では生きていけない。

少なくとも1000円以上の最賃額になれば、タクシーの時間額、保障給も上がり、もう少しましな生活ができる」と、国側に訴えの利益があることを反論しました。

これらの原告陳述を黙って聞いていた裁判長は、「最低賃金が1000円以上に上がって、原告個別の賃金が上がるから利益はあるでしょう（同時に個々具体的な処分性もある）」と、国側の理不尽な言い分を見事に一蹴しました。

3 賃金と最低賃金の社会的意義、そして最賃裁判の重要な今日的意義

(1) 1990年1月13日結成25年をへた私たち神奈川労連は、運動の基調として一貫して憲法を全面的にいかした職場と地域社会、平和と社会保障の実現をめざし、具体的課題では、『すべての働く仲間の賃金引上げ』、『最低賃金、公契約法・条例、均等待遇』の推進を取組んできました。〈2〉

それはなぜか。

日本国民や神奈川県民の半数近くが『雇われて時間を決めて働き、賃金をえて生活する』雇用労働者です。一世帯2人（片働き、両働き、扶養含む。2014年神奈川県統計センター調べ1世帯2.32人）としても、ほとんどの国民がこの働いて得る『賃金』で生活を賄い、所得税・住民税・消費税などの税金や社会保険料などをこの賃金から支払うことによって国や地方自治体の仕事を支え、社会保障の財源をつくり、企業が生産・流通・販売する商品やサービスを購入することで企業経営や地域経済を支えています。この賃金は、個人や家族の日々の生活と将来の生活設計を支えることは勿論のこと、日本の社会を持続可能な社会にしていくための重要な原動力です。

そして『雇われて働き、賃金をえて生活する』社会の中で、最低賃金制度は、労働者の健康で文化的な生活を保障できる最低限の賃金額を保障する制度でなければならず、老後の年金額、生活保護の水準、失業手当、下請け・委託単価、家内労賃、公契約労務費単価、農家の米価、課税限度額など、あらゆる国民生活の最低限保障（ナショナル・ミニマム）の基軸に値し、その機能を発揮出来るものにならなければなりません。〈3〉ましてや賃金水準を引き下げる重しではなく、逆に賃金水準や国民生活の最低限水準と社会保障水準を引き上げ、労働者・国民の生活格差を縮小する役割・機能をもつ全国一律の最低賃金額の水準にしていかなければなりません。

こうした最賃制度の意義からして、後に例示するOECD各国の最低賃金額はその時々の平均賃金の50%水準となっています。因みに、日本の全国平均の最低賃金額は、平均賃金の30%台でしかなく、世界で最も低い水準にあります。

(2013年の最賃年収764円×150時間×12ヶ月=1,375,200円は、2013年国税庁調査の平均賃金年収414万円の33.40%でしかありません。〈4〉

(2) 近時、低賃金不安定雇用の非正規雇用労働者2000万人以上、年収200万円未満の労働者が1000万人以上、貯蓄ゼロの世帯が30%以上、働き始めた青年

期 20 歳から 35 歳未満の死亡者の半数近くが自殺者で占める、働いても結婚を
 決断できる年収 300 万円以上に到達せず結婚できない、週の労働時間が 60 時間
 以上の青年労働者が 6 割を占め結婚・出産・子育てができない、などなど、格差
 と貧困が広がり、社会不安、将来不安、人口減少に拍車をかける事態となってい
 ます。〈5〉

表 4-1 神奈川県内の自治体の非正規雇用労働者の率と最低時給(官製ワーキングプア)

神奈川県 20.0% 875 円	藤沢市 22.9% 920 円	清川村 41.2%	松田町 37.6% 870 円
横浜市 14.0%	茅ヶ崎市 45.7%	平塚市 31.3%	山北町 39.6%
川崎市 25.1%	寒川町 4.40% 908 円	伊勢原市 60.1% 900 円	開成町 48.3%
相模原市 20.8%	大和市 36.6%	秦野市 38.9%	小田原市 22.7% 870 円
横須賀市 36.4%	座間市 41.3%	大磯町 29.0%	箱根町 27.9%
三浦市 31.5%	綾瀬市 41.7%	二宮町 43.9% 900 円	真鶴町 52.2%
鎌倉市 38.0%	海老名市 41.0% 910 円	南足柄市 47.2%	湯河原町 27.4%
逗子市 48.4% 890 円	厚木市 47.8% 895 円	中井町 54.2% 890 円	*2014 年 4 月現在の
葉山町 49.1% 870 円	愛川町 21.2% 868 円	大井町 50.2% 870 円	最賃は 868 円

* 各自治体が神奈川労連アンケートに応えた数字をもとに算出(2014 年 4 月現在、全職員に占める割合)

上記の表 4 は 2005 年から神奈川労連が県下各自治体の非正規雇用労働者率とそ
 れら労働者の最低時給を系統的に調べ、2014 年 4 月 1 日現在の県下 34 自治体の
 集計結果です。非正規率の平均は 26.1%。ナント役所で働く人の半分以上の労働
 者が非正規雇用というところが伊勢原市 60.1%・中井町 54.2%・真鶴町 52.2%・
 大井町 50.2%の 4 自治体、4 割台は 11 自治体に及び、最低時給は神奈川県地域最
 賃と同額かプラス数円であり、「官制ワーキングプア」の事態が、現実に県下自
 治体で急激に広がっていることが見て取れます。〈6〉

(3) また、政府は、非正規労働者を望む人は少なく、企業側にも要因があり、「不
 本意非正規」を早期に解決すべき課題であると認めています。平成 18 年版「厚
 生労働白書」P18<7>では、『若者労働者の意識についてみると、内閣府「若年層
 の意識実態調査」(2003 年)によれば、フリーターが正社員になっていない理由
 としては、「勤務時間などが自分の都合にあわない」とした者は 18.5%しかおら
 ず、「条件にこだわっていないが正規の職がない」(17.1%)、「近くに正規の職が
 ない」(14.6%)など、必ずしも自ら望んで「自由な働き方」を望んだ結果では
 ない者も相当数に上る。また、正規・非正規の別についても、正規従業員の約
 10 割、非正規従業員の約 7 割が正社員での就労を希望しており、非正規を自ら
 選択する労働者は決して多くない(独立行政法人労働政策研究・研修機構「第 4
 回勤労生活に関する調査」(2005 年)。また、『一方で、1995 (平成 7) 年には日
 本経営者団体連盟(現日本経済団体連合会)が「新時代の日本的経営」において、
 (～省略～) 将来、「長期蓄積能力活用型」従業員が減少し、「高度専門能力活用
 型」、「雇用柔軟型」従業員が増加すると企業は考えている。このように、若者の
 不安定な雇用の問題については必ずしも若者がフリーター・非正規雇用を望んで

いるのではなく、企業側にも要因があると考えられる。』としています。

さらに、昨年2014年11月14日第69回全国労働委員会連絡協議会総会においての厚生労働事務次官・村木厚子氏講演の厚生労働省作成の「雇用・労働政策の現状と課題」P14<8>の『「不本意非正規」の状況（年齢別・詳細）（平成25年平均）』においても、非正規雇用労働者のうち男性の25～34歳44万人47.8%、35～44歳31万人50.0%、45～54歳25万人50.0%、女性の25～34歳40万人21.6%を太線の赤枠で囲んだ表をパワーポイントで指示し、『正規の雇用を求めているが不本意ながら低賃金・不安定雇用の非正規で働かざるを得ない労働者がこんなに多数いる、この「不本意非正規」問題を差し迫った課題として解決しなければならぬ』と村木事務次官は強調していました。

これらの低賃金・不安定雇用・ワーキングプア解消の『特効薬』は、普通に働けばまともに生活できる賃金保障の土台となる最低賃金の抜本的改善、少なくとも時間額1000円以上にする、均等待遇の促進にあると思います。結婚・出産・子育てができる社会、例えば非正規雇用で働いてもまともな賃金収入で将来設計ができる貧困解消、「同じ仕事は同じ賃金当たり前」の均等待遇ルールの定着、人口減少に歯止めをかける重要な役割を発揮します。近い将来欧米並みの時間額1500円、月額225,000円水準に到達すれば、更なる社会的貢献をします。

(4) 毎年繰り返される、厚生労働省のもとにある中央最低賃金審議会、各都道府県労働局のもとにある地方最低賃金審議会の審議や決定に注目・注視していても遅々として進展しません。多くの世論の支持がある時間額1000円に到達するには、2014年の最賃平均引き上げ額16円から計算しても14年もかかります(1000円-780円=220円÷16円÷14年)。この体たらくな国・厚生労働省・審議会に一石を投じ、少なくとも時間額1000円以上の最賃額を審議会でも真剣に議論し決定を下すために、時間額1000円未満の時給で働き、苦悶する134名もの原告をたてた裁判を提起致しました。

厚生労働省の研究会や円卓会議を経て2007年12月に国会採択され、2008年から施行された最低賃金法第9条3項「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」こと。2010年6月3日の政府・連合・日本経団連の2020年までの「できる限り早時に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」とした政労使合意、この二つの意義を正面から受け、本裁判の毎回の法廷で述べられる原告の意見陳述、現下の貧困と人口減少・将来不安を解消する最低賃金の意義を真摯に考えれば、当然に私たちが求める「少なくとも最低賃金の時間額は1000円以上にすべき」との結論が、疑問の余地なく導き出せるものと確信します。

(5) 生活保護費から最賃額を割り出す計算の際の厚生労働省のデタラメとゴマカシは明らかです。①生活保護費と②住宅扶助費を意図的に低く計算する、③勤労

控除（勤労必要経費）を1円も加味しない、④税金と社会保険料の賃金負担率を全国最低率に設定する、⑤厚生労働省調査の月間平均労働時間の実勢値150時間でなく机上計算値173.8時間で月額最賃を除いて時間額を超低額にしている。この重大な計算上の欠陥と瑕疵は明白です。政府・厚生労働省が先導し、マスコミが流布している「最賃と生活保護の乖離は解消された」などという報道は、何のまともな根拠もない悪質なウソ、デタラメです。「生保と最賃の乖離」は全く解消されていません。理性をもってまともに生活保護費から最賃時間額を割り出し計算すれば、表5のとおり中央最賃審議会目安4ランクのAからDランクのすべての都道府県、全国的に時間額は1000円以上になり、神奈川県・東京都は1400円以上になることは間違いありません。〈9〉

表5-1 五つのゴマカシを正して計算した本来の最賃時給(2011年6月30日最賃裁判提訴時現在)

東京	1436円	山形	1165円	石川	1171円	鳥取	1179円	佐賀	1115円
神奈川	1436円	福島	1154円	福井	1146円	島根	1179円	長崎	1112円
大阪	1303円	茨城	1170円	岐阜	1143円	岡山	1220円	熊本	1123円
愛知	1242円	栃木	1209円	静岡	1219円	広島	1278円	大分	1120円
千葉	1311円	群馬	1167円	三重	1168円	山口	1120円	宮崎	1104円
北海道	1274円	埼玉	1369円	滋賀	1261円	徳島	1102円	鹿児島	1128円
青森	1191円	山梨	1103円	京都	1311円	香川	1228円	沖縄	1135円
岩手	1165円	長野	1221円	兵庫	1313円	愛媛	1137円		
宮城	1248円	新潟	1217円	奈良	1248円	高知	1137円		
秋田	1188円	富山	1146円	和歌山	1162円	福岡	1253円		

よって、本裁判の中で国・厚生労働省は「原告らの計算方法も一つの方法」であると認める応答をしていることからしても、原告らが請求する『最賃時間額は、少なくとも1000円以上にすべきである』は、何の疑念もなく、まったくもって正当な根拠あるものと言わざるを得ません。

4 同じ地球上で働き生活する最低限保障＝世界の最低賃金、日本の遅れ

(1) 私は、人間として、労働者として、労働組合の役員として、本裁判を通じて貴裁判所に以下のことを特に申し上げたい。

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む

ことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

以上は、日本の憲法並びに労働基準法、最低賃金法の条文です。

しかるに、戦後 70 年、憲法施行から 68 年を経ようとし、米国・中国に次ぐ世界第 3 位の経済大国であるこの日本で、賃金の最低を定める現行の最低賃金が、いかに人権を侵害し、劣悪な事態にあるのか現実を直視してもらいたい。同じ日本人であり労働者でありながら、総務省調査によって生きるための生活資材の物価水準は都会と地方でも大差がないにもかかわらず（東京を 100 としても各地方は 90 以内）、47 都道府県バラバラで決定され、全国平均時間額で 780 円、最低時間額 677 円、最高でも東京都の 888 円、神奈川県 887 円の超低額でしかないのか。世間一般の月額（月給）で見たらいかに低い賃金かが良く分かります。厚生労働省調査の実勢値に近い月間平均労働時間 150 時間に乗じた月額でも全国平均 780 円は 117,000 円、最低 677 円は 101,550 円、東京都の 888 円でも 133,200 円、神奈川 887 円は 133,050 円にしかありません。この金額では到底健康で文化的な最低限度の生活は不可能と断じざるをえません。働くどころか、生命の維持さえ危ぶまれます。

(2) 世界各国の水準は現在どうなっているのか。

表 6-1 OECD 各国の月額最賃(購買力平価・高い順) <10>

1. ルクセンブルク	月額 197,540 円	100	備考
2. オランダ	189,068 円	95.7	
3. ベルギー	186,870 円	94.6	
4. オーストラリア	182,665 円	92.5	
5. フランス	182,027 円	92.1	
6. ドイツ	177,945 円	90.1	
7. アイルランド	169,332 円	85.7	
8. ニュージーランド	157,424 円	79.7	
9. イギリス	144,592 円	73.2	
10. カナダ	141,614 円	71.7	
11. アメリカ	165,135 円	83.6	オバマ大統領公約
サンフランシスコ市	180,668 円	91.5	最賃条例
シアトル市	179,850 円	91.0	最賃条例
ワシントン州	154,835 円	78.4	州法
オレゴン州	151,288 円	76.6	州法
カリフォルニア州	163,500 円	82.8	州法
コネチカット州	165,135 円	83.6	州法 2016 年から
メリーランド州	165,135 円	83.6	州法 2017 年から
● 日本	117,000 円	59.2	
◆神奈川県	133,050 円	67.4	

先進国と言われる OECD (経済協力開発機構) 各国の月額 (購買力平価) の

高い順で見ると、表-6のとおりです。

ルクセンブルク 197,540 円を 100 とすると、日本の現状は 6 割に満たない 59.2%、神奈川県は 67.4%にしかありません。

アメリカでは現在オバマ大統領が先頭になって最賃引き上げの政策提起をおこない、連邦最賃を 165,135 円に引き上げる公約を打ち出し、これに呼応して各州・市では州法や条例で最賃引上げをおこなっています。

アジア各国でも、対 2000 年比較の 2011 年の最賃額引き上げ率は、インドネシア 769.2%、中国 339.8、韓国 260.6、フィリピン 186.4、カンボジア 177.8、タイ 147.8 と、1.5 倍から 7 倍以上に引き上げています。日本は 115.9%と最低の引き上げ率です。〈11〉

なぜ、欧米やアジア各国で最賃額の引き上げが毎年高率で出来るのか。それは、各国共通して言えることは、連邦政府・州政府と自治体が、最賃額を引き上げるために税制の援助や社会保険料の減免などをおこなっているからです。例えば、アメリカでは 2007 年から 09 年までの 3 年間で最賃額を 41%引き上げ、労働者 540 万人の賃上げとなりました。このときアメリカ政府は中小企業に対して 5 年間で 8800 億円 (年平均 1760 億円) の減税措置をとっています。フランスでは、2003 年から 05 年にかけて最低賃金を 11.4%引き上げました。この 3 年間にフランス政府は、中小企業に対して社会保険料の事業主負担分を 2 兆 2800 億円 (年平均 7600 億円) も軽減措置をしています。アジア各国でも最賃を引き上げるために税制での優遇措置や社会保険料の減免措置などをおこなっています。〈12〉

コストコ社の経営者が先頭に立ち、全米 1000 人もの経営者が最低賃金引上げを支持する声明に署名しています。この声明では、「最低賃金の引上げは、労働者にとってだけでなく、ビジネスと経済にとっても利益になる」「賃金の引上げは、消費者の購買力を高め、労働者の移動をへらし、生産性を高め、製品の品質を高め、消費者の満足度を高め、したがってビジネスにも利益になる」としています。また全米首長会議も「最低賃金で働いても、労働者とその家族を支えることができるように」最低賃金の引上げをよびかける決議を採択しています。〈13〉

さらにアメリカでは、世論調査で、2020 年までに最低賃金の時間額を 15 ドル (約 1775 円)、月額 2,250 ドル (約 266,250 円) に引き上げることに賛成が 63%になったと報じています。〈14〉

(3) それでは日本はどうか。日本の厚生労働省も最低時給 700 円以上に引き上げた中小企業などに支援をしています。しかしその額はこの 4 年間で 149 億円 (年平均 37.25 億円弱) でしかありません。日本でも本腰を入れて最賃額を引き上げていくために、世界とアジア各国に学び、政府・自治体が労働者雇用の 7 割を支える中小企業に対して、米・仏並み規模の税制優遇や社会保険料減免措置を実行すれば、憲法 25 条生存権を保障できる最低賃金額を実現することができます。90 兆円にもものぼる毎年の国家予算から無駄なものや攻撃型戦闘機購入など不要不急の支出から最賃引き上げの予算措置をすることが当然に第 1 に考えるべきです。同時に有効な手立てとして正面から取り組むべきことに 300 兆円

前後にも膨らんだ大企業の内部留保の活用と 1 億円以上の所得がある富裕層の課税率が下がっていることに注目する必要があります。日本は、消費税・所得税・住民税・法人三税などで庶民や中小企業には負担の厳しい税制となり、2014 年 4 月の消費税 8%導入後の景気が良くなることが国民の税負担感が強いことを示しています。しかしです。2011 年の調査では OECD34 か国の各国ごとの国税・地方税の税込総額の GDP 割合でみると日本は最低の 17%です（1 位は 47%のデンマーク、平均 25%、仏 27%、米 19%など）。〈15〉この GDP 比較で日本の税収が低い大きな理由に、大企業の莫大な内部留保をつくりだす原因となっている大企業優遇の不公平税制があります。国公労連「税制改革提言 2014 年版」でみると、この不公平税制を是正すると総額 14 兆 8000 億円の増収になるとしています。〈16〉内部留保は、大企業の労使の奮闘もありますが、重層下請け企業社会での多くの中小企業労使と、自動車・電機、サービスなど大企業製品を購入する国民・消費者がつくりだした社会的な生産財、『富』といえるものです。

私たちはこの内部留保を全部吐き出せ、取り崩せなどとは言いません。労働総研（労働運動総合研究所）の調査では、現行の最低賃金を時間額 1000 円以上に引き上げるためには 2.98 兆円必要であるとの試算を発表しています。〈17〉この 1 年で全国平均 780 円を 1000 円に引き上げるための必要額 2.98 兆円は、日本経団連発表の 2013 年度内部留保 328 兆円〈18〉の 0.9%であり、不公平税制是正分の 20.1%です。3 年間で段階的に 1000 円に引き上げていくとすると、毎年の必要額は約 1 兆円で、内部留保比 0.3%、不公平是正分の 6.8%です。中央大学名誉教授の富岡幸雄氏、東京大学名誉教授の醍醐聡氏なども内部留保に税金をかけて国民生活に活用すべきだと公刊図書や講演で説諭されています。〈19〉

世界各国でおこなっている施策に学び、日本でも実行していけば最賃額は早急に時間額 1000 円にすることが可能です。さらに労働総研では、この 1000 円引き上げによる経済効果として、家計消費支出の増加 2.56 兆円、付加価値誘発額 2.23 兆円、国と地方の税収増 0.37 兆円あるとしています。〈20〉全国一律で最賃を引き上げていけば、購買力向上、景気回復、経済成長につながり、持続可能社会に大きな貢献をし、寄与していくことも明らかになっています。

(4) 2007 年の最賃法改正後の、2011 年 6 月 30 日この最賃裁判を提訴して以来の神奈川県最賃額の引き上げとその影響率の推移は表 7 のとおりです

表 7 2007 年最賃法改正後の最賃引き上げとその影響率 〈25〉

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
金額	736 円	766	789	818	836	849	868	887
引上額	19 円	30	23	29	18	13	19	19
引上率	2.65%	4.08	3.00	3.68	2.20	1.56	2.24	2.19
影響率	2.1%	3.4	3.9	9.3	9.3	10.1	17.1	12.6

「影響率」とは最低賃金額を改正する場合、該当する年度の調査で改正後に最低賃金額を下回る労働者の割合です。よって神奈川県内の雇用労働者約 400 万

人として2012年度は約40万人、2013年度68万人、2014年度50万人の労働者の賃金が上がっていることを意味します。このことは、最低賃金の引き上げが、貧困と格差の解消に大きな効果をもつこと、人間らしく働き生きる生存権保障に直接的につながることを示しています。

(5) この国際的状況を見た国連社会権規約委員会は、2013年5月17日付けの見解として、「日本の最賃は最低生存水準および生活保護水準を下回っていること、並びに生活費が増加していることに懸念を表明する」、「労働者およびその家族に相当程度（ディーセントワーク）の生活を可能とすることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求する」としています。〈21〉

横浜地方裁判所は、日本の現行最賃額が国際的にみても低すぎる水準にある現実を直視し、国連社会権規約委員会の「見解」を真摯に受け止め、憲法・最低賃金法をはじめとする諸法規に則り『最低賃金は少なくとも時間額1000円以上にすべきである』との歴史的な判断を下してもらいたいと思います。

5 最後に

(1) カール・マルクスは、今から150年ほど前に著わした『賃金、価格、利潤』のなかで、「諸商品の価値は労働の価値によって決定される」、「労働の価値は価値の一般的尺度である」、「労働力の価値は、労働力を生産し、発展させ、維持し、永続させるのに必要な生活必需品の価値によって決定される」「労働力の価値を形成するのは二つの要素である。一つは、主として生理的な要素、もう一つは歴史的ないし社会的な要素である。労働力の価値の最低限の限界は、生理的要素によって決定される。すなわち労働者階級は、自分自身を維持し再生産、その肉体的存在を代々永続させるためには、生存と繁殖に絶対に欠くことのできない生活必需品をうけとらなければならない。したがって、これらの必要欠くべからざる生活必需品の価値が労働の価値の最低限度となっているのである。他方では、労働日の長さもまた、最長の限界—きわめて弾力性にとんだ限界ではあるが—によって制限されている。その最長の限度は、労働者の体力によって決まる」。〈22〉

日本の最低賃金は、生存の繁殖に絶対欠くことのできない生活必需品をうけとるだけの金額になっているでしょうか。余りにも低すぎるから少子化が深刻になっているのではないのでしょうか。

(2) インド人でノーベル経済学賞を受けたアマルティア・センは、『不平等の再検討』のなかで、生身の人間の「生命・健康維持」として、①適切な栄養をえているか、②雨露をしのぐことができるか、③避けられる病気にかかっているか、④健康状態にあるか、この4つの「生活の質」が確保されているのか。

また、「生活の社会文化的側面」として、①読み書きができるか、②移動する

ことができるか、③人前に出て恥をかかないでいられるか、④自尊心を保つことができるか、⑤社会生活に参加しているか、この5つが「生活の質」として確保されているかどうか。この「生活の質」を最低限の生活保障とすることが重要だとしています。〈23〉

日本の低すぎる最低賃金は、生命・健康維持、生活の社会文化的側面を保障するものになっているでしょうか。年収200万円未満の労働者1000万人以上、貯蓄ゼロ世帯が31%を占め、生活保護水準にも到達しない最低賃金では、憲法25条の健康で文化的な最低限の生活保障には到底届かないのではないのでしょうか。

(3) フランスの経済学者であるトマ・ピケティの『21世紀の資本』では、資本主義の中心的な矛盾は「民間資本収益率 r 」と「所得と産出の成長率 g 」が $r > g$ の不等式の関係にあり、格差が拡大する。第9章の「労働所得の格差」のなかで「賃金体系と最低賃金」の項を設けて、フランス、米国、イギリス、ドイツ、スウェーデンの最賃制を取り上げて、各国の最賃制が所得格差を縮小する効果があることを論証している。そして「第IV部 21世紀の資本規制」では、日本を含む欧米各国、中国・インドなど新興経済国の歴史的な所得格差を検討し、第13章「21世紀の社会国家」で富裕層に適正な累進所得税を課して再分配機能の役割を發揮すること、同時に資本税として適正な資本課税をおこない格差拡大を防ぎ再配分機能を發揮すべきとしている。〈24〉

日本で言うならば、庶民に重く生計費課税である消費税増税ではなく、富裕層や大企業の内部留保に税金をかけ、所得の再配分機能を再構築して、格差拡大を抑え、中小企業支援で最低賃金の大幅引き上げ、抜本的に改善をすべきである、この方向こそ経済成長や持続的発展の道であると、言っているのではないのでしょうか。

(4) 構造改革路線を世界に押し付けてきたIMF（国際通貨基金）は2014年2月に研究論文「再分配、格差そして成長」を発表し、格差が小さい国ほど経済成長率は高く、経済成長が持続する傾向があり、「格差の縮小はより速く、より永続的な成長に役立つ」と結論付けている。OECD（経済協力開発機構）も2014年12月、所得格差の拡大が経済成長を損なっているとする報告書を発表。同報告書では「成長の恩恵は自動的に社会全体に波及（トリクルダウン）するわけではない」「格差の抑制や逆転を促す政策は、社会の公平化につながるばかりでなく、より人々を豊かにし得る」と強調している。〈25〉

『雇われて時間決めて働く』社会にあって、格差の縮小、貧困の解消のために、すべての労働者の賃上げにつながる最低賃金の引き上げこそ、人々を豊かにし、経済成長につながるのではないのでしょうか。

私は、横浜地方裁判所において、憲法の平和的生存権保障を貫き、原告らが求める『最低賃金は少なくとも1000円以上にすべきである』との良識と勇気ある歴史的判断、判決を下されることを重ねて心から要請いたします。 以上

●引用資料・出典

- <1>『おはようの朝にー新聞販売黒書ー』1980年3月10日全国新聞販売労働組合連絡協議会
- <2>『新たな峰へー変革のロマンを抱いて』2010年1月5日神奈川労連
- <3>『国民的最低限保障』増田正人、黒川俊雄、小越洋之助、真嶋良孝著 大月書店
『なくそう日本の低賃金、つくろう全国一律最低賃金制』1996年5月 全労連
- <4>『2015年国民春闘白書』学習の友社 p9
- <5>『2015年国民春闘白書』学習の友社 p36など
- <6>『2014自治体訪問・アンケート結果』神奈川労連発行
- <7>『平成18年版 厚生労働白書』厚生労働省
- <8>『厚生労働省 雇用・労働政策の現状と課題』厚生労働事務次官 村木厚子
- <9>『やれんのか!勝てんのか!最低賃金裁判』2013年1月12日神奈川労連 p4~5
- <10>『2015年国民春闘白書』学習の友社 p41
- <11>『2015年国民春闘白書』学習の友社 p20
- <12>衆議院予算委員会会議録第7号 平成27年2月20日
- <13>『働くルールの国際比較』筒井晴彦著 学習の友社 p96~
- <14>しんぶん赤旗 2015年2月1日付「米世論調査 最低賃金時給15ドル 63%が賛成」
- <15>『2015年国民春闘白書』学習の友社 p51
- <16>『2015年国民春闘白書』学習の友社 p23
- <17>労働総研ホームページ しんぶん赤旗2015年1月19日付
- <18>2015年版 経営労働政策委員会報告 (社)日本経済団体連合会 p94~95
- <19>『税金を払わない巨大企業』富岡幸雄著 文春新書
『全国商工新聞』第3145号 2014年11月24日付
- <20>労働総研ホームページ
- <21>国連社会権規約委員会ホームページ
- <22>『賃金、価格、利潤』カール・マルクス 横山正彦訳 大槻書店・国民文庫
- <23>『不平等の再検討』アマルティア・セン 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、岩波書店
『人間らしく「生活の質」を求めて 首都圏最低生計費資産報告』ダイジェスト版 p6
- <24>『21世紀の資本』トマ・ピケティ 山形浩生・守岡桜・森本正史訳、みすず書房
- <25>しんぶん赤旗 2015年3月11日付「変貌する経済②」
- <26>厚生労働省ホームページ 産業別最低賃金改定状況一覧(神奈川県)

以下余白